

1. 奨学金の貸与に係る事項

- 【返還方式】
 (1) 第一種奨学生においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「定額返還方式」という）、か、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機関」）が収入に連動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「所得運動返還方式」という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかつた場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択します。第二種奨学生においては、定額返還方式のみとなります。
- (2) 所得運動返還方式を選択したものが、個人番号等の指標とする書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が計算されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得運動返還方式を利用することはできません。
- (3) 第二種奨学生の変更を希望する際は機関に願い出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得運動返還方式への変更のみ可能です。
- 【保証】
 (4) 奨学生の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を選任し、他の保証を受けたことが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学生金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生の選択により保証料を機関に払い込む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（以下、「確認書兼同意書」という）を提出する前に機関又は機関保証へ願い出る必要があります。ただし、払い込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学生の交付を保留することができます。
- (2) 返還方式で所定の運動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証人が他の保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
- (3) 機関保証を選択する場合は、奨学生の貸与終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとることができ、機関の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名・住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
- (4) 奨学生申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人は保証人が死亡する等、真にやむを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます。（上記②の返還方式の場合は除く）。

【返還誓約書（個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 機関保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機関が定める期限までに機関保証を受けたことを示す返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。
- (2) 人的保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機関が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署した返還誓約書を提出しなければなりません。
- (3) 連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び收入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- (3) 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学生がある場合には、その全額を機構に返済するものとします。
- (6) 個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年人の場合は原則として父兄、未成年者又はこれに代わる者（保証人は、親の死でなければなりません）。

- 【貸与期間の取扱い】
 (8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれの学校の専攻科・大学における別科・専修学校専門課程修了）を入学資格の要件としている専修学校専門課程は、それそれ異なる学校区分（みだなす））に分けて現に在学する学校と同じ区分にする学校で過去に貸与を受けた期間と通じて現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校であっては、貸与を受ける者が卒業する必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学生においては全ての学校の区分を通じて、第二種奨学生においては同一の学校の区分における一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。
- ア 大学
 イ 短期大学
 ウ 大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）
 エ 及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程
 オ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）
 ハ 高等専門学校
 ブ 専修学校専門課程
 ニ 第一種奨学生の長期履修課程に在学する者の貸与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

- 【申込資格】
 (10) 奨学生の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者とします。
 ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
 イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 ウ 同表の永住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者もしくは永住者の配偶者等に準すると当該者が在学する学校の長が認めたもの

- 【振込み】
 (11) 奨学生は、普通銀行（国外銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、協賛、協賛及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (12) 奨学生は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができます。入学時特別増額貸与奨学生金は、入学年始以降として基本月額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

- 【月額の変更】
 (13) 貸与月額は、機関が定める手続により変更することができます。
- 【利率の算定方法】
 (14) 第一種奨学生に併せて入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率、第二種奨学生における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちどちらかにより入力した方法、又は「奨学生申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
- (2) 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機関が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機関が決定します）。

- (3) 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機関が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機関が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機関が決定します）。
- (15) 第二種奨学生において入学時特別増額貸与奨学生を受けた場合の利率は、本月額に係る利率と大学時特別増額貸与奨学生金又は増額月額に係る利率を加重平均して決定します。
- 第三種奨学生における基本月額の貸与を受けた場合の利率は、本月額に係る利率と大学時特別増額貸与奨学生金又は増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学生金並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機関が定める利率とします。
- (16) 第二種奨学生における利率の算定方法の変更是、奨学生の交付期間中、機関が定める一定期間届け出ることができます。ただし、第一種奨学生にあわせて入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

2022年度 第一種奨学生 第二種奨学生 貸与奨学生

確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

〔大学院予約〕

日本学生支援機構が実施する第一種奨学生及び第二種奨学生は、借入金（貸与奨学生）です。また、確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学生案内」に記載している内容です。冊子をよく読み、理解したうえで記入してください。

特に 貸与奨学生を申し込み前に 知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 奨学生を借りるには、「機関保証」（保証機関への保証料の支払いが必要）か、「人的保証」（父母及び親族などが保証）のどちらかを選択必要があります。※確認書裏面1.【保証】(4)	●	
2. 「機関保証」を選んだ人の振込額は、貸与月額から保証料が差し引かれた金額となります。※確認書裏面1.【保証】(4)	●	
3. 奨学生を借りるには、個人信用情報の取扱いに同意する必要があります。個人信用情報機関には、延滞した場合のみ個人情報が登録されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学生を借りるには、「返還誓約書」などの提出が必要です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、振込済奨学生の全額を返金しなければなりません。※確認書裏面1.【返還誓約書】（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】(5)	●	
5. 過去に奨学生を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。また、外国籍の人は、在留資格によって借りることができない場合があります。※確認書裏面1.【貸与期間の取扱い】(8)【申込資格】(10)	●	
6. 奨学生は、学生本人の口座に振り込まれます。本人以外の口座には、振込みできません。※確認書裏面1.【振込み】(11)(12)	●	
7. 無利子の第一種奨学生は、返還方式として「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のどちらかを選択必要があります。※確認書裏面1.【返還方式】(1)～(3)	●	
8. 利子付きの第二種奨学生は、利率の算定方法として「利率固定方式」か「利率見直し方式」のどちらかを選択必要があります。※確認書裏面1.【利率の算定方法】(14)～(16)	●	
9. 学業成績が不振などの場合は、奨学生の資格を失い、奨学生の貸与が打ち切られる場合があります。※確認書裏面1.【貸与中の手続等】(20)	●	
10. 奨学生の返還は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目から始まります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学生を返すための振替用口座（リヤード）に加入する必要があります。返還を延滞すると、延滞金が課されます。※確認書裏面2.【返還の方法】(1)	●	
11. 反還が難しい時は、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度や返還を先送りする制度を利用できる場合があります。また、学校に在学している間は、願出により卒業まで返還を最長10年間先送りできます。※確認書裏面2.【その他手続等】(15)(16)	●	
12. 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、連帯保証人（父又は母）、保証人（おじ・おばなど）にも請求する場合があります。※確認書裏面2.【返還の方法】(11)	●	

●「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。
※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないこと
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。
- ③本人の署名は、必ず自署してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）2021年月日

入学予定	学校名	課程	研究科	ご記入欄	学籍（学生証）番号
本氏名 漢字	育英国際大学大学院	修士	経済学		
	ショウガク タロウ	162	0846	電話番号（自宅） （携帯）	03 (1234) 5678 090 (1111) 2222
現住所 東京都新宿区市谷本村町10-7 学生荘101号					
生年月日 昭和・平成 11年 7月 7日 性別（任意） 男・女					
国籍又は在留資格 <input checked="" type="checkbox"/> a 日本国籍 <input type="checkbox"/> b 法定特別永住者 <input type="checkbox"/> c 永住者 <input type="checkbox"/> d 定住者（永住の意思がある者に限る） <input type="checkbox"/> e 日本人の配偶者等 【該当を○で囲む】 <input type="checkbox"/> f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月 ）					

【個人信用情報同意条項】機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便番号の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・㈱日本信用情報機関 <https://www.jicc.co.jp> ・㈱シーアイシー <https://www.cic.co.jp>

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。

※ d～f の在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。

※外国籍の人で b～f 以外の在留資格（「家族滞在」等）の人は貸与の対象とはなりません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。
所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。



採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。

添付書類は選択する保証制度により異なります。

保証制度の詳細については「奨学金案内」15ページ以降を、添付書類の詳細については「奨学金案内」30ページ以降を参照してください。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

〔貸与奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

（大学院予約）

（西暦） 年 月 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込みの条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを約束し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

入学予定	学校名	課程	研究科	ここから記入	学籍（学生証）番号
	フリガナ	現住所	〒	電話番号（自宅） (携帯)	() ()
本氏名 漢字	生年月日	昭和・平成	年 月 日	性別（任意）	男・女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】 a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（ 年 月 ）					

【個人信用情報同意条項】機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便番号の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・㈱日本信用情報機関 <https://www.jicc.co.jp> ・㈱シーアイシー <https://www.cic.co.jp>

（代位弁済後の情報提供について）

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め
奨学金に関するご質問にはお答えできません。